

2024（令和6）年12月13日

大阪市長
横山 英幸 様



自由同和会大阪府本部
会長 畑 中 幸 司

自由同和会大阪府本部
大阪市内ブロック協議会
代表 重 博 文

2025（令和7）年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、令和2年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

さらに、福岡県が令和4年8月～令和5年3月の間に県内の72箇所の隣保館と隣保館以外の47箇所の公共施設を利用した人を対象にした「福岡県隣保館人権課題把握調査」の結果が令和5年12月に公表されましたが、この結果でも私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、昨年6月に成立しました「LGBT理解増進法」いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、「人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない」との記載がありますが、「人権擁護法案」が成立する前提であったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会

へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵犯事件調査処理規程」を持ち出しての苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していて、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、他の条約と同じように実施状況を国連へ報告する義務があり、第1回の報告を平成28年6月に提出されましたが、新型コロナウイルスのまん延から遅れていた審査が令和4年8月22日・23日にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われ、総括所見が9月2日の第611回会合において採択され、やはり「パリ原則に基づく国内人権機関の設置」が勧告されました。

本年は、令和3年9月に提出された「女子差別撤廃条約実施状況」第9回報告の審査が10月17日に行われました。この報告は事前質問票への回答になっていて、問5に「パリ原則に基づく国内人権機関の設置に向けた取組を明らかにされたい」となっていて、その問への政府の答えは「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、適切に検討しているところである。全国50か所の法務局、地方法務局及びその支局(合計311か所)における職員及び全国1万4千人の人権擁護委員が人権相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている」と、令和元年9月に「人種差別撤廃委員会」へ回答した同じ内容になっています。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策事業特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたし

ます。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましても、本年5月「大阪市職員による同和問題(部落差別)発言事象」発覚し、大阪市長より「このような差別発言は、人間の尊厳を著しく貶めるものであり、また、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するもので、断じて許されるものではありません。改めて、全職員が率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組むため、同和問題をはじめとする人権研修について、外部有識者からのご意見などもふまえて充実・強化することや、差別事象に対して、より迅速な対応ができるよう「差別事象対応マニュアル」の改正と周知徹底を図るなど、職員の人権意識のさらなる向上に向け、不断に取り組んでまいります。今後とも、大阪市は人権を侵害するいかなる行為も決して許さないという強い決意を持って、組織ガバナンスを一層強化し、差別のない人権が尊重される社会の実現に努めてまいります。」と仰っていただきました。

また、インターネット上の人権侵害に対する対処やあらゆる人権問題の解決は重要施策であります。

特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 横山英幸市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。
- 2 基本要件
 - (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか。
 - (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
 - (3) 令和5年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
大阪市及び大阪市教育委員会が行っている同和問題解決のための啓発事業や全職員に対する同和問題に関しての人権研修を明らかにされたい。
 - (4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
 - (5) 同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。
 - (6) 人権に関する「大阪市人権啓発・相談センター」への相談状況・救済方法を明らかにされたい。

「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、大阪市でのヘイトスピーチに関する申出・情報提供の取扱状況を明らかにされたい。

- (7) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
- (8) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
- (9) 大阪市教育委員会が把握されている、小学校・中学校の不登校の児童・生徒の人数並びにその要因や支援体制はどのようにされているのか明らかにされたい。
- (10) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- (11) 新型コロナウイルス禍からの脱却に伴い、中小零細企業の業績は以前の水準まで回復できず借り換えや資金調達に柔軟な対応が必要だと思われませんが、現状はどのようになっているのか、また、対策があれば明らかにされたい。
- (12) 令和3年6月15日よりストーカー規制法が一部改正されたが、大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪中央）女性のための相談室への大阪市が把握されている昨年度の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。
- (13) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者の孤独や孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。
また、介護ヘルパーの不足により、訪問介護事業所の閉鎖という話も聞かれるが大阪市としてどのように対応されているのか明らかにされたい。
- (14) 旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、混住化を図るためにも民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。
- (15) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
- (16) 「ヤングケアラー」への支援はどうされているのか明らかにされたい。
「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、この一年で大阪市が把握された件数・教育と福祉の連携はされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。
- (17) 児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極

的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。

また、令和 5 年度の児童虐待相談件数と現状の課題及び対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。

- (18)最近では、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が増加傾向にあり、精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。

匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事から、インターネットリテラシーについて、市民や教育現場に周知されるよう対策を講じられたい。

また、削除依頼をする場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。

- (19)ILO111 号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止する ILO 第 190 号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。

- (20)「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年施行され 10 年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。平成 29 年 3 月「いじめ防止基本方針」も改訂され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態の対処等指導されているか報告されたい。また、重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、重大事態の回避を図っていただきたい。学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等に一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。

- (21)日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。

令和 6 年度秋から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い型奨学金制度」が導入される。現在学生奨学金制度を利用している全学生を対象にして頂きたい。

大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。

- (22)障がい者の雇用に関しては、教育委員会は法定雇用率が 2.7%になっているが、大阪市教育委員会の実態及び今後の対策について明らかにされたい。

- (23)大阪市における「子ども・子育て支援新制度」の取り組み状況、進捗状況を明らかにされたい。

- (24)学校における性的マイノリティについて、平成 28 年 4 月に「性同一性障害や

性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。

また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

- (25) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え。小中学校で道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

「同和問題」についての授業がなされているのか、小学校低学年から中学校まで、同和問題教育・人権教育は必須科目として頂きたい、大阪市としての考えを明らかにされたい。

- (26) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

以上